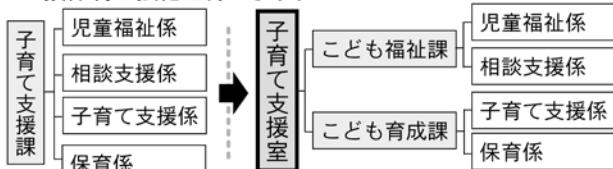


# 平成29年度の組織改革等のお知らせ

市では、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、平成29年度から30年度の2年をかけて組織を見直します。29年度に先行して実施する項目は、以下のとおりで、30年度に本格的な組織改革を計画しています。

## 1. 子育て支援体制の強化

「子育て支援課」を「子育て支援室」に変更し、子育て支援体制の強化を行います。



## 2. 執務室の移転

新たな小樽観光推進体制づくりを目指して、一般社団法人小樽観光協会とともに、「観光振興室」の執務室を港町4番3号（旧農政事務所）に移転します。

## 3. 新たな担当・部署の配置

(1)「東京事務所」に「企業誘致推進員」を配置し、誘致活動を強化します。

◆詳細 総務部組織改革担当 ☎4111内線429、FAX ☎1487

(2)「納税課」に「税外収入の徴収一元化組織」を設置し、債権を適切に回収することにより市民負担の公平性を確保します。

(3)「産業港湾部」に日本遺産の担当を配置し、日本遺産認定を目指します。

(4)「港湾室」に「港湾振興課」を新設し、港湾物流やクルーズ客船誘致など小樽港の利用促進を効果的に進めます。

## 4. 課名や職名の変更

(1)課名を変更し業務内容が分かりやすくなるようにします。

- ・リサイクルなど、ごみの減量に関する施策等を担当  
廃棄物対策課 → ごみ減量推進課
- ・家庭ごみ・資源物の分別の相談や収集作業等を担当  
廃棄物事業所 → 清掃事業所

(2)職名を変更し役職が分かりやすくなるようにします。

- ・「参事」を「〇〇担当部長」、「副参事」を「〇〇担当次長」へ職名を変更します。

# 住宅エコリフォーム助成事業



市では昨年4月から環境負荷の低減や空き家の有効活用を図るために、省エネ改修工事にかかる費用の一部を助成していますが、今年度からは制度の一部を変更して行います（今年度に変更した点については [ ] で表記しています）。内容については下記またはホームページをご覧になるか建築住宅課までお問い合わせください。

## 対象となる住宅

- 市内の戸建住宅（空き家も含む）
- 共同住宅の住居専用部分（店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみが対象）  
※同一住宅の利用は年度内1回限り。  
※同一住宅の利用限度額は30万円。  
※前回の住宅リフォーム助成を利用した住宅も可能。  
※小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度は併用できません。

## 申し込みができる方

- 市民であり、かつ市税を滞納していない方
- 前年の所得の額が550万円以下の方
- 住宅エコリフォームを行う住宅の所有者

## 対象工事

- 下記対象工事費の総額が50万円以上
  - ・窓の断熱改修工事（居室の一部の窓でも対象とする）  
※居室：居間、寝室、子ども部屋、和室など
  - ・壁、床、天井または屋根の断熱改修工事  
※断熱改修工事は省エネ基準（平成28年基準）に適合すること。
  - ・省エネ型設備機器設置工事（例：エコキュート、エコジョーズ等）
- 平成30年2月28日までに完了すること

## 対象外の工事

- 省エネ基準に適合しない断熱改修工事
- 新築工事
- 外装材の張り替え、塗り替えのみの改修工事

◆詳細 建築住宅課 ☎4111内線364、FAX ☎4554

- 屋根板金によるふき替えのみの改修工事

- 内部の模様替え

- 水回りを改良する工事

※既に工事を始めている場合や、工事が終了している場合は対象となりませんので注意してください。

## 施工業者

- 下記3項目のすべてに該当し小樽市住宅エコリフォーム助成事業資格登録者として登録した者
  - ・市内で建設業を営む者
  - ・法人は市内に本店、個人は市内に住所を有する者
  - ・市税を滞納していない者

## 助成額

- 補助率10分の1（対象工事に要した費用と基準工事費を比較して少ない額の10分の1）
- 上限額30万円

※国、道、および市で実施するほかの支援制度との併用はできません。

## 申し込み

- 4月1日から建築住宅課にて随時申請を受け付け
- 申請人本人が来られない場合は、代理の方でも申請することができます

※先着順で受け付け、予算額に達した時点で締め切ります。

## その他

住宅が共有名義の場合、いずれか1人が申請者となります。工事は、必要書類を提出いただき、工事の内容審査後に市から送付する通知書が届いてからの着工となります。